平成31年3月

- (1) 国営かんがい排水事業
- (6)独立行政法人水資源機構事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮 したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

- (1) 国営かんがい排水事業
- (6)独立行政法人水資源機構事業

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A B		
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術のについて該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等	
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維持	・向上による効果額(千円/ha・年) 経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に	
			水田主体地区:400千円/ha・年以上 畑主体地区:350千円/ha・年以上	水田主体地区:400千円/ha・年未満 畑主体地区:350千円/ha・年未満	
			○省力化技術の導入 A:受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定がある。 (例)遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水イステム、GPSを活用した営農等 B:省力化技術を導入する予定がない。 -:該当なし(国営施設応急対策事業地区、国営施設機能保全事業地区、行政法人水資源機構事業のうち施設の機能維持を図る地区)		
		産地収益力の 向上	ち施設の機能維持を図る地区) ※高収益作物とは、野菜指定産地にお 振興計画等に位置付けられた農産物	余く計画生産額	
			①ア 8割以上 または、①ア 5割未満 または、②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加②ア 8割未満かつ、イ 50		
農業の 望ましい農業		(集積計画を作成しない地区)			
			① 80%以上② 80%以上または都道府県の平均 以上	① 80%未満② 80%未満または都道府県の平均 未満	

	評化		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効	農業のの的発展	農地の確保・ 有効利用	・ ○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%)-現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 -:該当なし(国営施設応急対策事業地区及び独立行政法人水資源機構す ち施設の機能維持を図る地区)		
			別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	
		農業生産基盤 の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A:不測の事態が発生しており、事後保 B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行わる		
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備A:長寿命化対策を行うB:長寿命化対策を行わない一:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、策の必要がない地区))		
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整 A: 更新等整備を行う地区に重要度の高 B: 更新等整備を行う地区に重要度の高 一: 該当なし(施設の更新等整備を行わ	い(A以上)施設を含む い(A以上)施設を含まない	
			○重要度の高い(AA種またはA種)国A:耐震化対策を行うB:耐震化対策を行わない-:該当なし(重要度が高く耐震化対策行わない地区)	営造成施設における耐震化 を行う必要がある農業水利施設の整備を	
	農村の 振興 地域経済への 波及効果 ○ 他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗 新整備による作物生産量の維持分を含む		果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の :産効果における増加粗収益額であり、更		
			水田主体地区:1,040千円/ha・年以上 畑主体地区: 970千円/ha・年以上	水田主体地区:1,040千円/ha・年未満 畑主体地区: 970千円/ha・年未満	
農業の高付加価値化 地域において、農業の高付加価値化や6次産業ランド化、環境保全型農業等)が行われている A:行われている、B:行われていない、-: 地区及び独立行政法人水資源機構事業のうち		ているか。 、一:該当なし(国営施設応急対策事業			
		再生可能エネルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーを導入 A:導入済み又は導入予定、B:導入		

	評		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効	多 面 的 の 発揮		型農業直接支払交付金を活用し、農地、れているか。	中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ 、一:該当なし(国営施設応急対策事業 うち施設の機能維持を図る地区)
	環境への配慮	環境への配慮		住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況、 c:1点)の合計値により判断。 、-:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
		景観	について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下、	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない
	関係計画	との連携	①関係都道府県や市町村の農業振興計画 ②関係都道府県や市町村の国土強靱化はついて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:図られている b:図られる見込みが ②a:図られている b:図られる見込みが	地域計画と本事業との整合性 、c:1点)の合計値により判断。 ぶある c:図られていない
	関係機関との協議		備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:9点、B:6~8点、C:5点以下、	いるか 道路管理者等との着工前に重要な協議(予 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし 未協議 —:該当なし
	(2)5 (C) A (((1)5)		①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (①または②が「一」の場合は、A:3) ① a:提出済 b:提出予定 c:未持 ② a:協議了 b:協議中 c:未持	ーション等)の事前了解 、c:1点)の合計値により判断。 、−:該当なし 点、B:2点、C:1点) 提出 −:該当なし

評価項目		西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状況 について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同	況(事業推進協議会の議決等の状況) c:1点)の合計値により判断。 司意	
汽等	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未請 ② a:提出済 b:提出予定 c:未持	c:1点)の合計値により判断。 設立	
維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判践 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		c:1点)の合計値により判断。			
	営農推進	体制・環境	①関係都道府県、市町村、農協等の営農ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含め体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・身 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣場等へ輸送する場合の高速道路等について、評価点の合計値(a:3点、bA:9点、B:6~8点、C:5点以下(②が「一」の場合は、A:6点、B:何。:把握済 b:調整中 c:把握及で独立行政法人水資源機構事業の。2 a:整備済 b:整備予定 c未整備	かた営農検討組織など、営農支援(検討) 販売に関する基盤が整備されているか。 の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 : 2点、c:1点)の合計値により判断。 4~5点、C:3点以下) ていない 置 一:該当なし(国営施設応急対策事	
	ストック	効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

- (1) 国営かんがい排水事業
- (6)独立行政法人水資源機構事業

【特定監視項目】

	評価の内容	判 定 基 準
地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	・地質状況を把握するための必要な調査を行い、仮設等を見込んだ施設計画としている。 ※新たな基礎工事を伴わない場合は「一:該当なし」とする。
受益面積	・最近年の面積を把握している。	・地元意向等を確認のうえ、一定地域を定めるとともに、台帳等により 最近年の面積を把握している。

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≧ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分で あること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮している こと。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配慮 したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の維持・向上	○労働時間短縮率 農家の労働時間短縮率(%) =[1-{主要作物(最も作付面積が大き 主要作物の人力の労働量(hr)(現況)	きい作物)の人力の労働量(hr) (計画) / }]×100	
			水田主体地区:49%以上 畑主体地区:28%以上	水田主体地区:49%未満 畑主体地区:28%未満	
			○営農経費縮減率 営農経費縮減率(%) =[1-{全ての作物の「人力+機械」両 作物の「人力+機械」両方の労働評価	前方の労働評価額(円) (計画)) / (全ての 額(円) (現況) }]×100	
			水田主体地区:55%以上 畑主体地区:42%以上	水田主体地区:55%未満 畑主体地区:42%未満	
			○省力化技術の導入A:受益地内において、省力化技術を導(例)遠隔監視・制御システム、パイフテム、GPSを活用した営農等B:省力化技術を導入する予定がない。	「入済み又は導入する予定がある。 プライン、自動給水栓、地下水位制御シス	
○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の大区画ほ場の割合(%) =大区画ほ場(50a以上)の面積(ha)/ほ場整備面積(ha) -:該当なし(畑主体地区)		/ほ場整備面積(ha)×100			
			70%以上	70%未満	
○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査 算定 ー:該当なし (畑主体地区)		査における米生産費の算定方法に準じて			
			9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上	

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
有効性		産地収益力の 向上	○高収益作物の割合 ア生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 イ高収益作物の増加割合(%) =(高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額-1)×100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業 振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安 定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。		
				①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加	
		望ましい農業構造の確立	業の受益農地面積(ha)×100 《国営緊急農地再編整備事業》 担い手等への農地利用集積率(%)	面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う事 面積(ha)/区画整理を行う事業の受益農地	
			80%以上	80%未満	
			○担い手等への面的集積(集約化)率 担い手への面的集積(集約化)率(% =事業完了時の担い手等への面的集積 農地面積(ha)×100	る) 面積(ha)/事業完了時の担い手等の経営	
			80 %以上	80 %未満	
②作付率の増加ポイント (%) =計 ※耕地利用率においては、永年性 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯にお 用率と読み替えて判定。		積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯におけ 用率と読み替えて判定。	べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 作付率(%)-現況作付率(%)		
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	
	農村の振興	地域経済への 波及効果	列和)	効果額(千円/ha·年) :面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の E産効果における増加粗収益額であり、更	
			水田主体地区:1,070千円/ha·年以上 畑主体地区: 600千円/ha·年以上		

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
		農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②:地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A:2項目、B:1項目		
		地域の共同活 動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全 型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行わ れているか。 A:行われている、B:行われていない		

	評	価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В		
	157 [15] ET X X TO	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c: 1点)の合計値により判断。 二、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以 、A: 3点、B: 3点、C: 1点) 踏まえていない 図っていない -: 該当なし		
		景観	について、評価点 (a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 A : 6 点、B : 4~5点、C : 3点以 、 A : 3点、B : 3点、C : 1点) 踏まえていない 図っていない - : 該当なし		
	関係計画との連携		関係都道府県や市町村の農業振興計画と A:図られている B:図られる見込み			
	関係機関との連携		り受ける又は貸し付ける			
	関係機関との協議		に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	達しているか さとの着工前に重要な協議(予備)が合意 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 議 一:該当なし 議 一:該当なし		
関連事業との調		との調整	①事業主体から概略構想(関連事業調書②共同事業(事業内容、事業費、アロケについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①または②が「一」の場合は、A:3①a:提出済 b:提出予定 c:未②a:協議了 b:協議中 c:未	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なし点、B:2点、C:1点)提出 ー:該当なし		

	評信	西項目	評価指標及	び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業の実施環境	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未 ②a:同意済 b:同意予定 c:未	況(事業推進協議会の議決等の状況) 、c:1点)の合計値により判断。 同意	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設立済 b:設立予定 c:未 ② a:提出済 b:提出予定 c:未	、 c : 1 点) の合計値により判断。 設立	
 維持管理体制 ①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合語をは、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整 				、 c : 1 点)の合計値により判断。整	
	営農推進体制・環境		ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含め体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣 場等へ輸送する場合の高速道路等	販売に関する基盤が整備されているか。 の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 b:2点、c:1点)の合計値により判 4~5点、C:3点以下) ていない 置 -:該当なし	
	緊急性		道路や河川等との一体施行や土地利用調整を伴う場合の調整状況 関連する他の事業(道路事業、河川事業等)との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整(非農用地区域調整等)を行う観点から、特定の時期までに着工する必要があり緊急性がある。 A:調整済み B:調整中 C:未調整 -:該当なし		
ストック効果の最大化				関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(2) 国営農地再編整備事業(国営農地再編整備事業, 国営緊急農地再編整備事業)

【特定監視項目】

評価の内容	判 定 基 準	
農 ・地形、地質、水利条件等に 基づいた農地整備計画とし ている。 備工 事の 諸条 件	・区画整理や農用地造成における、標準的なほ場区画や整備等の設定、道路・水路等の配置にあたっては、地形、地利条件等に基づき計画している。	

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	·総費用総便益比≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分で あること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、 専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調和に配 慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

	評化	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の について、該当する項目の数により判断 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
有 食 料 の 農業生産性の 効 安 定 供 維持・向上 性 給 の 確 保 保 (保 (保 (保)				による効果額(千円/ha・年) と費節減効果+維持管理費節減効果+営農に
			水田主体地区:450千円/ha・年以上 畑主体地区:350千円/ha・年以上	水田主体地区:450千円/ha・年未満 畑主体地区:350千円/ha・年未満
		産地収益力の向上		余く計画生産額 勿の現況生産額-1)×100 つ指定野菜や果樹農業振興計画、農業振 計す。ただし、主食用米、経営所得安定対
			①ア 8割以上 または、②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加	①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増
		F 続 的 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) =関係市町村の担い手への利用集積面積 ×100	i(ha)/関係市町村の農地面積(ha)
			80%以上または都道府県の平均以上	80%未満かつ都道府県の平均未満
		農地の確保・ 有効利用	の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	作付率(%) -現況作付率(%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地利
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かっ、 ②作付率の増加ポイント9%未満

	評化	価項目	評価指標及	び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В		
効		農業生産基盤 の保全管理	○災害防止効果額(農業関係)(受益面積当たり) 災害防止効果額(農業関係)(千円/ha·年) =災害防止効果(農業関係)(千円)/受益面積(ha) ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】			
			水田主体地区: 40千円/ha·年以上 畑主体地区:110千円/ha·年以上	水田主体地区: 40千円/ha·年未満 畑主体地区:110千円/ha·年未満		
			○重要度の高い(AA種またはA種)国A:耐震化対策を行うB:耐震化対策を行わない-:該当なし(重要度が高く耐震化対策行わない地区)	営造成施設における耐震化 意を行う必要がある農業水利施設の整備を		
		農村の生活環境の整備	□ ○災害防止効果額(一般資産+公共資産)(受益面積当たり) 災害防止効果額(一般資産+公共資産)(千円/ha·年) =災害防止効果(一般関係)(千円) /受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】			
			水田主体地区:840千円/ha·年以上 畑主体地区:20千円/ha·年以上	水田主体地区:840千円/ha·年未満 畑主体地区: 20千円/ha·年未満		
		地域経済への 波及効果	列和)	加果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の 産効果における増加粗収益額であり、更		
			1,260千円/ha·年以上	1,260千円/ha・年未満		
		農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 地域において農業の高付加価値化や6 ランド化、環境保全型農業等)が行われる: 行われている、B: 行われていな			
	多面的機能の 発揮	地域の共同活 動		P中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ		

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	大 中項目 小項目		A	В
	環境への配慮	生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 況 、 c : 1点)の合計値により判断。 、 A : 6点、B : 4~5点、C : 3点以 、 A : 3点、B : 2点、C : 1点以下) 踏まえていない 図っていない - : 該当なし
		景観	について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況、c:1点)の合計値により判断。 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点以下) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の農業振興計画②関係都道府県や市町村の国土強靱化: ③関係都道府県や市町村の地域防災計画について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は①a:図られている b:図られる見込みがあ②a:図られている b:図られる見込みがあ	地域計画と本事業との整合性 等と本事業との整合性 、c:1点)の合計値より判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) る c:図られていない 一:該当なし る c:図られていない
	関係機関との協議		備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は	いるか 道路管理者等との着工前に重要な協議(予 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 ー:該当なし 未協議 未協議

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	関連事業	との調整	①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なし点、B:2点、C:1点)ー:該当なし	
守	地元合意		①事業実施に対する受益農家の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村の同意状 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同意	況(事業推進協議会の議決等の状況) 、c:1点)の合計値により判断。	
	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1 点)の合計値により判断。	
	維持管理	体制	①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:合意済 b:調整中 c:未調整 ② a:合意済 b:調整中 c:未調整		
営農推進体制		体制・環境	ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣 場等へ輸送する場合の高速道路等	販売に関する基盤が整備されているか。 の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 b:2点、c:1点)の合計値により判 4~5点、C:3点以下) ていない 置 -:該当なし	

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	АВ		
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時 <i>の</i> 影響	① ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する②事業の対象施設として基幹土地改良施設(ダム、頭首工)やライフラの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療機関等)が地区内に存在害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交通等)が想定される。について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2項目、C:1項目、-:該当なし			
守		被害の発生頻 度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が複 -:該当なし	数年発生 C:被害が発生		
	ストック	効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当な し「−」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満			

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表 (3)国営総合農地防災事業

【特定監視項目】

評価の内	半	4]	定	基	準		
地 質 している。 状 況	がいた施設計画と	を把握する 可としてい?		の必要	な調査	査を行い、	仮設等を見込ん

チェックリスト判定基準表 (4) 直轄地すべり対策事業

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≧ 1.0)
4. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 ・工事の規模が著しく大であるとき。 ・工事が高度の技術を必要とするとき。 ・工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。 ・工事が都府県の区域の境界に係るとき。

チェックリスト判定基準表 (4)直轄地すべり対策事業

	評	価項目	評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であるとめられる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A: 2項目、B: 1項目、-: 該当なし		
効		農業生産性の 維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積(一地区 保全対象面積のうち農地面積(ha/地 =地すべり地域及び地域外被害想定地	[区]	
			310ha以上	310ha未満	
		農業生産基盤の保全・管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業用施設・農作物の被害軽減)の割合(% =(直接的な被害軽減効果(農業関係)+間接的な被害軽減効果(農業関係 /総費用×100		
			110%以上	110%未満	
	農村の振興	農村の生活環 境の整備	□ 事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果(一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被 +家屋等の被害軽減)の割合(%) = (直接的な被害軽減効果(一般関係)+間接的な被害軽減効果(一般関係 /総費用×100		
			260%以上	260%未満	
			○保全対象となる人家戸数(一地区当た 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域		
			290戸以上	290戸未満	
発揮 型農業直接支払交付金を活 れているか。		地域において、多面的機能支払交付金や 型農業直接支払交付金を活用し、農地、	P中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ		
		国土の保全	①工事の実施について環境保全に関する ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題につ 等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断 A:2項目、 B:1項目、 -:該当	のいて地域で話合い(行政・住民合同会議	

	評	価項目	評価指標及び	判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態②生態系に配慮した計画について、地域信③環境配慮対策工を行った施設等が調整がについて、路とのでは、100mmにのは、100mmにのよりにのよりにのよりにのよりにのよりにのよりにのよりにのよりにのよりにのより	主民の参加や地域住民との合意形成を十分に発揮するための維持管理、費 大況 c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観②景観に配慮した計画について、地域住民③景観の保全を目的とした維持管理、費用貨について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は、以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、②a:踏まえている b:検討中 c:段②a:図っている b:検討中 c:段③a:調整済 b:調整中 c:対	民の参加や地域住民との合意形成 負担及びモニタリング体制等の調整状況 c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
	関係計画との連携		①関係都道府県や市町村の国土強靱化地②関係都道府県や市町村の地域防災計画等について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:図られている b:図られる見込みがある②a:図られている b:図られる見込みがある	等と本事業との整合性 c:1点)に合計値により判断。 3 c:図られていない
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路 備)が合意に達しているか A:協議了 B:多くが協議中 C:多く	
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書) ②共同事業(事業内容、事業費、アロケー について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (①または②が「一」の場合は、A:3点 ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	-ション等)の事前了解 c:1点)の合計値により判断。 -:該当なし 気、B:2点、C:1点) -:該当なし
地元合意			①事業実施に対する知事の同意状況 ②事業実施に対する関係市町村長の同意状 について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:同意済 b:同意予定 c:未同意 ②a:同意済 b:同意予定 c:未同意	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
業の実施環境			①点検等を行う地元組織が設置されている ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整	
	緊急性	地すべりの兆侯	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査(GPS等)により累積変位がある。 ④地中移動量調査(孔内傾斜計等)により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A:4~3項目、B:2項目、C:1項目、-:該当なし	
		被害の発生履歴	過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B:過去10年以内に被害が発生 C:過去20年以内に被害が発生 -:該当なし	
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交通等)が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A:3項目、B:2項目、C:1項目、-:該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)